

出生届出後の各種手続きについて

- ・下記手続は住所が諏訪市の方向けの案内です。諏訪市外在住の方は住所地市区町村へご確認ください。
- ・各種手続きの期限や必要なものについては各問合せ先窓口へご確認ください。なお、諏訪市役所が担当する手続きについては諏訪市役所HPにも案内が掲載されています。（掲載手続きは代表的なものであり、全ての手続きを網羅したものではありません。）
- ・諏訪市役所窓口での各種手続きは、オンライン（郵送・休日夜間含む）届出をした翌営業日の概ね午後3時以降に手続きができるようになります（一部例外あり、届出に不備がある場合は修正完了後）。

①住民票・戸籍

対象手続等	内容等	問合せ先・手続き場所
住民票の請求	→住所が諏訪市の場合、 <u>オンライン（郵送・夜間含む）届出をした翌営業日概ね午後3時以降に取得可能です。</u>	・諏訪市役所市民課市民係 (0266-52-4141 内線 111)
戸籍謄本の請求 (本籍地諏訪市の方)	→本籍地が諏訪市の場合、提出してから概ね8営業日後に発行可能です。本籍地が諏訪市外の方は本籍地へご確認ください。	・諏訪市役所市民課市民係 (0266-52-4141 内線 111)

②健康保険・各種支援制度 等

対象手続等	内容等	問合せ先・手続き場所
児童手当	高校生年代（18歳）までの児童を対象として支給される手当です。出生日の翌日から15日以内の申請が必要です。金額は子の人数、年齢によって変わります。	・諏訪市役所市民課市民窓口係 (0266-52-4141 内線 116・119) ※公務員の方は勤務先
福祉医療費受給者証	子どもの医療費を助成する制度です。	・諏訪市役所市民課国保医療係 (0266-52-4141 内線 117・118)
出産育児一時金	原則、出産した母が加入している保険者から支給される手当です。	・母が加入している公的医療保険者
健康保険加入	①国民健康保険	・諏訪市役所市民課国保医療係 (0266-52-4141 内線 114・115)
	②被用者保険（会社員・公務員等）	・保護者の勤務先
児童扶養手当	一人親家庭等を対象とした手当です。	・諏訪市役所こども課子育て支援係 (0266-52-4141 内線 441・445・448)
赤ちゃん連絡票（低体重児出生届を兼ねる）の提出	赤ちゃん訪問で保健師または母子保健推進員がご自宅を訪問させて頂く際に参考とする資料です。	・諏訪市保健センター（健康推進課） (0266-52-4141 内線 592) →別紙案内チラシのQRコードを読み込んでオンライン提出をしてください。
燃やすごみ指定袋の配布	3歳未満の乳幼児がいる家庭等を対象とし、諏訪市指定の燃やすごみ指定袋を配布しています。	・諏訪市役所環境課環境衛生係 (0266-52-4141 内線 211・212) →送付する出生届出済証明を貼付けした母子手帳など対象者（お子さん）の生年月日がわかるものが必要です。
出産お祝い品の配布	あおぞら工房すわで作成された、オリジナルデザインのスタイか巾着袋を配布しています。（デザイン選択可）	・諏訪市役所市民課市民係 (0266-52-4141 内線 111) →お祝い品は窓口でお渡しします。

～参考サイトQRコード～

諏訪市役所HP



諏訪市子育て応援サイト
すわ★あゆみステーション



マイナポータル
出生届出後ガイド

